

告 示

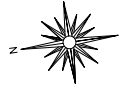
埼玉県告示第九百六十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県秩父市下宮地町五千三百四十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



起点



5343-1

鉛及びその化合物
(溶出量・含有量)

面積：47.3m²

凡例

— 30m区画線

— 単位区画線

場所	秩父市下宮地町	縮尺 1:200
図面名	検出範囲	